

随意契約理由書

1. 業務名： 複合劣化橋梁の長期維持管理にかかる検討業務

2. 契約相手方： 中央コンサルタンツ株式会社

3. 随意契約理由：

11 号池田線の大豊橋付近は、一般道路（大阪府道）として設計された橋梁の一部を、走行路面の高さ調整（最大 50cm の床版嵩上げ）を施すことで高速道路として整備されている。このため、設計時に考慮されていない嵩上げコンクリートの重量や大型車交通量の増大による損傷が発生しており、これまでも補修を繰り返し実施しているものの長期的な維持管理が課題となっている。

対象橋梁については、今後、機能回復のための検討を進める予定としており、本業務はそれに先立って復元設計および現況照査を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、設計計算書および設計図がない構造物の復元設計に関する高度な知識を持ち合わせた技術者により業務が遂行されることが、契約相手方に求められる要件となる。

本業務については簡易公募型プロポーザル方式による業務発注をすべく、技術提案書の提出を招請し、建設コンサルタント選定委員会において参加資格判定及び技術提案書評価を実施した結果、中央コンサルタンツ株式会社から提出された技術提案書を特定した。

したがって、本業務は阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号に該当するため、中央コンサルタンツ株式会社と随意契約するものである。

以 上